

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

また、昭和 55 年 1 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 55 年 1 月

申立期間①については、前後の期間と同様に納付書により国民年金保険料を納付しているはずである。

申立期間②については、昭和 55 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を重複して納付していたところ、同年 1 月分については還付済みとされており、同年 2 月の国民年金保険料のみ過誤納として社会保険事務所から還付請求書が送られてきた。

昭和 55 年 1 月分の国民年金保険料については、還付を受けた記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間は 6 か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入し、当該期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間①直前の国民年金保険料を昭和 51 年 4 月 16 日に過年度納付していることが確認でき、その時点で、申立期間についても保険料を納付することが可能であるにもかかわらず、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は A 農協の領収印（昭和 55 年 2 月 27 日付け）が押印された「国民年金保険料領収証書」及び B 銀行の領収印（昭和

55年2月2日付け)が押印された「コクミンネンキンホケンリョウ領収証書」を所持しており、国民年金保険料を重複して納付していることが確認できる。

一方、申立人は申立期間②に係る還付金は受け取った記憶は無いと主張しているところ、特殊台帳及び申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿によると、i)特殊台帳においては「還付 54.12~55.1まで 6,600円」と記載されているのに対し、国民年金被保険者名簿においては、昭和54年度の納付記録の適用欄に「1,2月重複納付のためカンブ」と記載されており、還付期間が相違していること、ii)特殊台帳に還付決定日の記載が無いこと、iii)特殊台帳の当該期間の納付記録欄には「納」のスタンプが3つ押印されているが、その理由は不明であることなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①については、国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間②については、国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月及び同年11月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月及び同年11月

私が会社を退職する直前の昭和51年10月ころ、自宅で、夫の友人である役場職員から、「将来少しでも年金を多くもらうため、普通の国民年金にプラスした年金があるので、会社を退職したらすぐに保険料を納付した方がいい。」と説明を受け、その場で国民年金に加入する手続を依頼し、保険料を支払った。

退職後は、厚生年金保険に引き続いて国民年金に加入し、通常の国民年金保険料にプラスした保険料を支払ってきたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料（定額保険料）をすべて納付しており、申立期間直後の昭和51年12月から61年3月までは、付加保険料も併せて納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、「会社を退職する直前に、自宅で役場職員から国民年金への加入を勧められ、その場で加入手続を依頼し、付加保険料を含めた国民年金保険料を支払った。」とする申立人の主張は、詳細かつ具体的である上、申立期間当時、申立人が居住していた町の役場に当該職員が在職していたことが確認でき、申立人の主張に不自然さはなく、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで
昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料を47年6月19日に納付したことを証する領収証を持っているにもかかわらず、申立期間について、申請免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が発行した納付対象期間が記載されておらず、4,050円を昭和47年6月19日付けで納付したことを示す納付書領収証書及び同領収証書と複写で記載されたと考えられる未納金額4,050円（昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料）と記載された国民年金保険料納付催告書を所持しているところ、同催告書は申立期間の国民年金保険料の納付を催告したものであることから、同領収証書の納付対象期間は申立期間であったと推認でき、申立人は、申立期間の保険料を納付することを目的として追納したものと推認できる。

また、社会保険事務所は、申立人からの申立期間の国民年金保険料納付記録の照会に対し、「申立期間は、記録上国民年金保険料の納付が免除された期間であったため、納付された保険料を他の未納期間（昭和38年2月から同年10月まで）に充当した。」と回答しているが、特殊台帳及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る国民年金保険料を他の期間の保険料として充当した記録は存在せず、社会保険事務所の回答どおりの処理が行われたとは考え難い。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店（現在は、C事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで
昭和42年4月1日から平成20年12月31日まで継続してC事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された在籍証明書、従業員カード、昭和42年10月1日転勤の旨記載された同事業所から申立人への回答文書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同年4月1日から平成20年12月31日まで継続して勤務し（昭和42年10月1日にA事業所B支店から同事業所D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和42年8月の標準報酬月額の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の前後の状況からみて保険料の控除があったと思われる。また、会社の事務管理からみて納付していたと思う。」と主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月22日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月22日

申立期間において、A事業所により支給された平成18年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録には標準賞与額に係る記録が無い。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA事業所から提出された「平成18年給料台帳」（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月22日の標準賞与額（28万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 22 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（18 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 18 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日

申立期間において、A事業所により支給された平成 18 年 12 月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録には標準賞与額に係る記録が無い。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成 18 年給料台帳」（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額（18 万 3,000 円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 22 日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（21 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 21 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日

申立期間において、A事業所により支給された平成 18 年 12 月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録には標準賞与額に係る記録が無い。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「平成 18 年給料台帳」（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料の賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 22 日の標準賞与額（21 万 2,000 円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで
A事業所で昭和61年10月1日から63年12月31日まで勤務していた。
給与明細書及び雇用保険被保険者離職票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和63年12月の給与明細書上の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和64年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを63年12月31日と誤って処理したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 499（事案 347 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から44年12月まで
昭和46年4月に結婚し、国民年金保険料の集金人から国民年金に加入するよう勧められ、夫と二人で、市役所年金課で加入手続をし、それまでの保険料をまとめて支払った。

私達にとって大金だったため、義父から3万円ないし4万円を借りて支払い、その後、私の実家でお金を出してもらい義父に返した。

今回、義父の申立書及び実家の兄嫁の証明書が得られたので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年5月時点で未納分の国民年金保険料を一括して納付した場合、納付すべき金額は2万5,800円となる上、申立期間のうちの40年12月から44年3月までの保険料は特例納付による保険料、44年4月から46年3月までの保険料は過年度保険料であるため、領収書は少なくとも2枚発行されるが、これについて申立人は、当初申し立てていた納付金額4万円前後及び領収書の枚数1枚についての供述を変遷させるなど、当時の記憶が曖昧で、保険料の納付状況等が明確ではないほか、申立人は、まとめて納付したのは1回であると供述しているところ、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、47年3月に、申立期間直後の45年1月から46年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が申立内容とこの過年度納付とを誤認している可能性がうかがわれるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料として、「息子（申立人の夫）に頼まれ、息子の嫁（申立人）の未納となっていた国民年金保険料を納付するためのお金を貸したが、その後、嫁の実家で払ってもらったとして、お金は返してもらった。」旨記載された申立人の義父の署名がある申立書、及び「昭和 46 年か 47 年ごろ申立人が持参した年金保険料領収書に記載されていた 2 万円ないし 3 万円くらいの金額を申立人に支払った。」旨記載された申立人の実家の兄嫁の署名がある証明書が提出された。

しかしながら、当該申立書に署名した義父は、「息子に、息子の嫁（申立人）の未納となっていた国民年金保険料を支払うためのお金を貸し、その後返してもらったことは記憶しているが、時期や金額はよく憶えていない。」と述べており、当該証明書に署名した実家の兄嫁も、「申立人にはいろいろとお金を渡していたので、その中に国民年金保険料も含まれていたかもしれない。昔のことなので金額などは憶えていない。」と述べるなど、今回新たに提出された申立書及び証明書については、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを裏付けるものとは言い難い。

また、申立人から新たに名前の挙がった申立人の二人の姉から聴取したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言を得ることができないなど、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 12 月まで
市役所からメモが送られてきたので、言われるままに市役所の窓口で国民年金保険料を納付した。
納付した時期は憶えていないが、2 年間ぐらいかけて、3 回、それぞれ 5 万 5,000 円くらいの金額を納付したと記憶しているので、未納はないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、まとめて納付したとする 3 回の時期について申立人の記憶は明確ではなく、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したのは 3 回であると供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳によると、申立人の国民年金の納付済期間の中に、i) 昭和 50 年 12 月 29 日に 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の保険料を特例納付、ii) 50 年 12 月（納付日は不明）に 48 年 10 月から 49 年 4 月までの保険料を過年度納付、iii) 60 年ころの時期（納付日は不明）に申立期間直後の 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は申立期間の納付と前述の納付済期間のいずれかを誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から56年3月までの期間及び同年5月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から56年3月まで
② 昭和56年5月から平成3年3月まで

納付方法や納付金額等は憶えておらず、納付したことを示す資料は残っていないが、夫の国民年金保険料と併せて納付したはずである。

社会保険庁の記録を見ると、全額免除となっている期間が数か所あるが、申立期間当時は収入も多く、免除申請をする必要が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2回、計182か月と長期間に及んでおり、当該期間以外にも161か月の国民年金保険料の未納期間が存在している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、「夫の保険料と併せて納付し、申立期間において、申請免除を行ったことはない。」と申し立てているところ、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和55年4月から56年3月までの期間、56年5月から61年3月までの期間及び平成2年4月から3年3月までの期間の国民年金保険料が申請免除され、昭和61年4月から62年3月までの期間の保険料の免除申請が却下されたことが確認でき、行政側に計8回の免除に係る記録管理の不備があったとは考え難く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年9月まで
申立期間について、父が国民年金保険料の免除申請を行い、ねんきん定期便を見るまでは、免除されているものと思っていた。
申立期間前後に収入等の変化はなく、平成4年度から6年度までの免除が認められ、申立期間のみ却下される理由は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧により、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請は、同市において平成7年5月31日に受け付けられ、同年9月20日に却下されたことが確認でき、そのほかに申立期間について、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情は存在しないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間に係る免除申請が却下される理由が無いとして記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時免除されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当時の行政処分自体の適否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
昭和 46 年 3 月 1 日から現在まで A 事業所 B 支部 (C 支所) に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、同事業所での厚生年金保険の加入日が昭和 47 年 6 月 1 日とされており、納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所 B 支部に勤務していたことは、申立期間当時の同支部の事務担当者及び同僚の証言から推認できる。

しかしながら、上記事務担当者は、「申立期間当時、A 事業所 B 支部は、支部と県内 14 の支所で構成され、それぞれの支所が別個に給与計算及び保険料控除を行い、その後、支部がとりまとめて社会保険事務所に納付していた。申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していなかったため、申立人が勤務していた支所から、申立人の保険料を徴収していないし、社会保険事務所に納付もしていない。」と証言している上、A 事業所 B 支部は、「各支所が別個に給与の支払い、保険料控除をしていたため、厚生年金保険料を控除したか、納付したかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、A 事業所 B 支部から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日 (昭和 47 年 6 月 1 日) は社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から同年11月1日まで
平成元年6月30日にA事業所を退職した後、社会保険事務所において厚生年金保険の任意継続（第4種被保険者）制度に加入する手続きを行い、その場で1回目の保険料を納付した記憶がある。
その後入社した事業所において、厚生年金保険の加入時期を確認した上で任意継続をやめたことをはっきり記憶しているので、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月30日にA事業所を退職した後、社会保険事務所において厚生年金保険の第4種被保険者資格の取得手続きを行い、その場で保険料を納付したと主張しているところ、社会保険事務所は、「厚生年金保険の第4種被保険者資格取得申出書を受理した場合、申請者の資格記録等を確認した上で納付書を作成し、申請者に送付する。申請者は送られてきた納付書により保険料を納付することとなる。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人は二つの厚生年金保険被保険者記号番号を所持していたため、仮に、申立人が主張するとおり、平成元年7月ころに厚生年金保険の第4種被保険者資格の取得手続きが行われたとした場合、その時点で当該記号番号の重複取消処理が行われることとなるが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事務処理が行われたのは、申立期間後の平成元年12月であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険第4種被保険者索引票及び社会保険庁のオンライン記録（厚生年金保険第4種被保険者縦覧照会回答票）の中に、申立人の氏名は無く、当該縦覧照会回答票の第4種被保険者整理番号

に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。